

第 528 回 福井地方最低賃金審議会

1 日 時 令和 8 年 7 月 29 日（水）午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

2 場 所：福井労働基準監督署 2 階 大会議室

3 出席状況：【出席 14 名】

公益代表委員 井花委員、竹川委員、坪川委員、廣瀬委員、薮内委員
労働者代表委員 飯塚委員、岡本委員、島田委員、高山委員、中澤委員、
使用者代表委員 酒井委員、豊嶋委員、中山委員（欠）、西澤委員、山口委員
事務局 佐藤労働局長、工藤労働基準部長、野崎賃金室長、
矢村賃金指導官、山田賃金係長

4 議 題：

- （１）関係労働者及び関係使用者の意見について
- （２）中央最低賃金審議会「令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の伝達について
- （３）福井県最低賃金専門部会の審議予定等について
- （４）令和 8 年 最低賃金に関する基礎調査結果について
- （５）福井県最低賃金と生活保護との比較について
- （６）その他

5 議事

○井花会長

ただいまから第 528 回福井地方最低賃金審議会を開催いたします。皆様には大変お忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。

令和 8 年度地域別最低賃金額の改定の目安につきましては、昨日、答申がありましたので、本日は目安の伝達が主な議題となります。

なお、本日の審議会につきましては、会議公開に伴う傍聴希望によりまして、2 名の傍聴者がおられますことを御報告いたします。

では最初に、定足数につきまして事務局からお願いいたします。

○矢村賃金指導官

はい、定足数について申し上げます。

本日の審議会には、使用者代表の中山委員から欠席をされる旨の御連絡をいただいております。

よって、現在、委員総数 15 名のうち 14 名の出席となっており、委員総数の 3 分の 2 以上、また各側委員の 3 分の 1 以上の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する要件を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。

○井花会長

それでは、議題（１）「関係労働者及び関係使用者の意見について」に移ります。

○野崎賃金室長

冒頭、本日の資料の説明をさせていただきます。

お手元に水色のファイルがございます。こちらは福井労働局が作成した資料となります。この後、御説明させていただきます最低賃金に関する基礎調査結果を、資料 3 として添付しております。

また、赤色のファイルでございますが、こちらは中央最低賃金審議会の目安小委員会、第 2 回目以降の資料及び、昨日答申が出ました目安に関する答申文等が添付しております。

それでは、お手元に水色のファイルを御用意いただきたいと思います。

最低賃金の決定について、諮問後は最低賃金法第 25 条の規定に基づき、関係労働者、関係使用者の意見を聞くべく、7 月 27 日月曜日まで公示を行いました。

その結果、公示期間中に意見の提出はありませんでした。

一方で、第 527 回本審で配布済みでございますが、資料 No.48 に全労連東海北陸地方協議会様、資料 No.49 に連合福井様からの要請文、そして今回配布しております資料の 152 頁の資料 10 は福井弁護士会様、154 頁の資料 11 には福井県知事から要請文が提出されております。

それぞれ添付しておりますので、御確認をいただければと思います。

説明は以上です。

○井花会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

（無し）

154 頁の福井県知事からの要請につきましては、7 月 23 日に審議会会長と

して私が直接要請書を受け取りましたので、その時の状況を簡単にお伝えいたします。

福井県知事からの要請につきましては、154 頁の資料 11 にありますとおりです。

石田福井県知事におかれましては、ここに書かれている内容をそのまま述べられて要請ということで、要請がなされました。

それに対して私の方は、県からの要請、県民の声ということで受け止める一方で、中央最低賃金審議会の方でも地域格差の是正ということをおっしゃいますので、それにつきましては審議の中で参酌して、関係者の方に良い影響が及ぶように審議していきたいというふうに回答しております。

一方で、最低賃金法第 9 条に最低賃金審議の三要素が書かれていますので、それにのっとって審議していくのが原則であると申し上げました。

繰り返しですけれども、地域間格差の是正については参酌はすると。

ただ一方で、他の県に 2 年で追いつくとか、隣の県がどうだから幾らだとか、そういった考え方につきましては、不合理な消耗戦になったり、あるいはバランスを欠いた議論になるというところを私としては危惧していますので、審議会としてはそういう考え方は、やりにくいということも回答しております。

私が対応した内容というのは以上です。

何か御質問とかございませんでしょうか。

(質問無し)

それでは、各委員の皆様におかれましては、今回提出された要請の内容も参酌いたしまして、審議に及んでいただきますようお願いいたします。

続きまして、議題（２）の「中央最低賃金審議会令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○野崎賃金室長

お手元に赤色のファイルがございます。こちらの冊子を開いていただきますと、昨日出ました答申文を添付しております。

例年ですと、答申が出ました後、中央最低賃金審議会の会長からビデオメッセージが届くのですが、目安が出たのが昨日ということで、まだ準備ができておりません。

メッセージにつきましては、次回の専門部会で御披露させていただくことで代えさせていただきます。

それでは答申文を御覧いただきたいと思いますが、もう一つ、水色のファイルでございます。当局作成資料の一番最後の頁から2枚ほどおめくりいただきますと、資料13を付けさせていただいております。

こちらは昨年度の目安に関して、公益委員見解のポイントとして書かれていた点を左側に記載しております。今年度の目安につきましても同様の項目で公益委員見解が書かれておりましたので、数値的な点につきましては、こちらの資料13を御覧いただいた方が分かりやすいかと思います。

それでは赤色のファイルの答申文につきまして、内容を御説明させていただきます。

まず1頁でございますが、目安の答申につきましては、記の1から13まででございます。

記の1につきましては、目安について公労使の中で審議を行った結果、金額に関し意見の一致を見ることができなかった点。

2番目といたしまして、公益委員見解として別紙1、小委員会報告として別紙2がある点。

3番目として、公益委員見解を十分参酌されて自主性を発揮されるよう審議会に求めている点。

4番目といたしましては、政府等に対する要望事項がそれぞれ記載されております。4番から13番までが要望事項となっております。各項目につきましては、後ほど御覧いただければと思います。

それでは別紙1をおめくりいただきまして、公益委員見解を御覧いただきたいと思います。3頁になります。

まず、昨日出ました目安でございますが、Aランク54円、Bランク56円、Cランク56円となっております。本県が属するBランクにつきましては56円の目安となっております。

これにつきまして、三要素に基づく考え方を簡単に御説明させていただきます。

3頁下段でございますが、労働者の生計費でございます。

こちらにつきましては、持家の帰属家賃を除く総合指数に着目し、昨年度同様、最賃が改正される10月から翌年6月までの期間の上昇率という点で検討を行っております。

この点につきまして、持家の帰属家賃を除く総合指数は平均3.9%となっております。

4頁以下になりますが、昨年度の目安審議では、頻繁に購入する品目や1か月に1回程度購入する品目、食料などの基礎的支出項目に着目しておりましたけれども、今年度の目安の公益委員見解につきましても同様に、今年度も引き

続き、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的な評価を行ったとしております。

昨年度同様、頻繁に購入する品目、食料などの基礎的支出項目、1か月に1回程度購入する品目について着目をしております。

また4頁下から6行目でございますが、これらの項目については引き続き上昇局面にあるものの、上昇率は昨年から緩やかになっていることが記載されております。

その次の行にありますエンゲル係数につきましても、令和6年よりも低下しているものの、近年は上昇傾向にあることが触れられております。

続きまして5頁を御覧ください。

4行目になりますが、中東情勢についての記載がございます。

「なお」以降でございますが、中東情勢に関し、当面の措置として燃料油に対する緊急的な激変緩和措置が実施されている影響により、消費者物価指数の総合、とりわけ必需的な支出項目の上昇率が一定程度押し下げられていることに留意するよう記載されております。

続きまして三要素の二つ目、賃金に関する点でございます。

こちらにつきましては、連合の集計、経団連の集計、日本商工会議所の集計、そして厚生労働省が行っております賃金改定状況調査に基づく集計結果が、それぞれ数値として記載されております。

具体的な数字につきましては、先ほど御覧いただいた福井労働局資料の資料13を御覧いただければと思います。

ここで1点、資料13につきまして訂正をさせていただきたい点がございます。

賃金の項目につきまして、連合5.01%、中小4.69%、短時間・有期契約労働者6.18%という数字が書かれておりますが、この数字自体に誤りはありません。

ただし、引用している頁について更新漏れがございました。

根拠となる資料は目安小委員会資料2の140頁でございます。

また、有期短時間契約労働者6.18%の根拠につきましては181頁に記載されております。

古い頁数をそのまま記載しておりましたので、この点修正をお願いいたします。

それでは答申文6頁にお戻りいただきたいと思います。

三要素の三つ目、通常の事業の賃金支払能力でございます。

これにつきましては、経常利益、売上高経常利益率、従業員一人当たりの付加価値額について記載がございます。

これらはいずれも足元で改善傾向にあることが記載されております。
一方で、労働分配率につきましては足元で低下傾向にあることが記載されております。

続いて7頁を御覧ください。

国内企業物価指数の上昇、中小企業景況調査における業況判断の結果、4期連続で低下していることが記載されております。

また、価格転嫁に関する記載もございます。

価格転嫁交渉は浸透しつつあるものの、引き続き受注企業の意向に反して交渉が行われなかったものが1割存在することが記載されております。

労務費に関する価格交渉につきましても、労務費が上昇し価格交渉を希望したが実施できなかった企業が一定程度存在すること、またコスト全体の価格転嫁率についても二極分化の状態が継続していることが記載されております。

さらに企業倒産件数についても記載があり、令和4年から4年連続で増加していることが示されております。

以上の数値を踏まえまして、8頁以降に各ランクの引上げ額の目安が示されております。

労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力、それぞれの要素について記載されております。

その中で、30人未満の企業に関する賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率が平成14年以降で過去最大となっている点を考慮すべきであるとされております。

一方で、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在することが記載されております。

これらを加味しまして、10頁「その上で」以降になりますが、賃金改定状況調査第4表の賃金上昇率がBランクとCランクで同率となり、Aランクより高くなっていること、また雇用情勢についてもBランク、Cランクが相対的に良い状況にあることを踏まえまして、今年度の目安はAランクよりBランクを相対的に高くし、Cランクも昨年度以上に高くすることが適当とされました。

その結果、Aランク 54 円 (4.5%)、Bランク 56 円 (5.2%)、Cランク 56 円 (5.4%) の目安となっております。

Bランクの56円につきましては、加重平均では5.2%の上昇となりますが、福井県最低賃金 1,053 円に当てはめると、56円引上げの場合は5.32%の引上げとなります。

12頁には地方最低賃金審議会への期待が記載されております。

目安は全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十

分参酌しながら議論を行うことが記載されております。

また、発効日についても記載がされておまして、発効日については目安制度の在り方に関する全員協議会報告を踏まえた審議を行うことへの要望も記載されております。

13 頁では最低賃金引上げの影響について記載されております。

近年大幅な引上げが続いておりますが、雇用情勢等の指標を見る限り、大きな影響は確認されていない。

しかしながら、引き続き影響率や雇用者数等を今後も注視し、慎重に検討していくことが必要であるといったことが記載されております。

以上が答申文及び公益委員見解の説明でございます。

公益委員見解の文言の後には、それに参照した資料が添付されておりますので、御活用いただければと思います。

続きまして同じ赤色の資料ですが、公益委員見解でも参考になっている、賃金改定状況調査につきまして、少し御説明をさせていただきます。

赤色の資料の答申文の後に、赤色の紙が挟んであります。この赤色の紙以降が目安小委員会の資料です。こちらの目次を開けていただきますと、1 頁目に、賃金改定状況調査の結果が記載されております。こちらについて簡単に御説明させていただきます。

厚生労働本省におきまして全国の 16,541 事業所に対して調査を実施し、33.5%の回収ということで、統計を取っているものでございます。

第4表をお開けいただきますと、①から③までございまして、頁では6 頁以降です。第4表の①は、一般労働者、パートタイム労働者の賃金上率で、B ランクの男女計は 3.4%、前年度の 2.9%に比べれば増加という点がまず特徴として出ております。

また、第4表の③でございます。8 頁になりますが、こちらは令和7 年6 月と令和8 年6 月両方に在籍していた労働者のみ、いわゆる継続労働者の賃上げ状況としましては、B ランクで 3.7%ということで、昨年度の 3.4%よりも上昇しているという点でございます。

こちらが賃金改定状況調査でございます。

続きまして、同じ資料の 13 頁目以降の生活保護と最低賃金の記載がございしますが、こちらにつきましては、後ほど福井県の状況を御説明させていただきます。

17 頁目以降につきましては、未満率、影響率の数字が記載されております。特に 18 頁を御覧いただきますと、グラフが出てまいります。全国平均で未満率は昨年 2.0%、影響率は全国平均で 27.7%でございました。福井県は昨年度、未満率は 1.7%、影響率は 26.5%でございました。福井県の影響率 26.5%

を上回る都道府県というものは、全国 47 都道府県のうち 35 都道府県ございます。B ランク 28 道府県の中では 17 道府県が福井県の影響率を上回る結果となっているところでございます。

その他、詳細につきましては、資料がたくさんございますので、一部割愛させていただきますが、公益委員見解で主に使わせていただいております、例えば価格転嫁の状況等につきましては、大分後ろの方でございますが 163 頁以降にアンケート回答結果が出ておりますので、3 月と 9 月に毎年調査を行っておりますが、3 月の数値が最新ということで記載しております。

この点を御参照いただければと思います。

以上が赤色のファイルの説明でございますけれども、今一度こちらの福井局資料の、資料 13 にお戻りいただきまして、今し方申し上げた点が左側に書かれてございます。生計費ですとか、賃金、通常の事業の賃金支払能力に関して、中賃の目安の資料で記載されている主な数値を左側に記載しております。これに対しまして、右側には前回の審議会でもお配りしております資料で、生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力に関する数値、中賃の目安の段階で引用されているものに近いものを、配置して記載しています。

目安と、当局福井県の三要素の違いという点で加工するのにお使いいただければよろしいかと考えております。

また、最終頁 160 頁につきましては、福井県最低賃金三要素と全国値との主な比較ということで、それぞれ、生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力につきまして数字を記載させていただいております。まとめたものとなりますので、こちらを併せて御参照いただければと思います。

目安の答申等に関します説明は、以上とさせていただきます。

○井花会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問等、御意見ございませんでしょうか。

(質問等無し)

資料としましては、たくさんありますので、今すぐここで質問ということもなかなか難しいと思います。

また、実際に審議していく中で、もう一度説明をしていただくこと、質問することがあるかと思いますが、そのときは事務局の方からどうぞよろしくお願いします。

今日午前中、第 1 回の専門部会が開かれたのですが、その専門部会に出席さ

れていない委員の方々も、何か御質問あるいは御意見等がございましたら、ここでも結構ですし、随時でも結構ですのでよろしくお願いします。

何かございますでしょうか。

(無し)

また適宜、随時お願いできたらと思います。

それでは、議題としましたら次の方にいってもよろしいですかね。

では、次の議題(3)「福井県最低賃金専門部会の審議予定等について」、事務局から報告をお願いいたします。

○野崎賃金室長

それでは報告をさせていただきます。

水色のファイルの1頁目を御覧いただきたいと思います。資料1として専門部会委員名簿を付けさせていただいております。専門部会の委員名簿につきましては、9名全員が本審の委員となっております。

続きまして、今後の審議日程でございますが、2頁をお開きください。

まず、専門部会の日程につきましては3頁のとおりでございますが、本審等の日程につきましては2頁にも掲載しております。

まず2頁の方から御説明いたしますが、次回の本審は8月10日ということでございます。こちらにつきましては、専門部会の結審状況にかかわらず、特定最低賃金の改正の必要性について諮問を行う予定としております。

なお、予備日としております8月12日午後1時30分からの本審の開催の有無につきましては、この8月10日の第529回本審の中でお知らせをさせていただきます。

専門部会での結審が8月10日に行われるのか、8月12日になるのかによって、開催されるのか否かという点が変わってまいりますので、開催されないものにつきましては横線を引かせていただいておりますので、お間違いのないようお願いしたいと思います。

また、既に委員の皆様にはメールでお知らせをさせていただいておりますけれども、特定最低賃金の改正必要性審議につきましては、検討小委員会を設けることとなりました。

そのため、その日程につきましても、この2頁に記載させていただいております。9月7日と9月14日でございます。

その後の本審につきましては、9月18日を予定しておりますので、お間違いのないようお願いいたします。

続きまして、3頁が専門部会の日程となります。

第1回専門部会は午前中に行いましたが、第2回目が7月31日、第3回目

が8月5日、第4回目が8月10日で、結審を目指しているところでございます。予備日として8月12日を確保しているという点でございます。

本審の日程等についての説明は以上でございます。

○井花会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問、御意見等はございませんでしょうか。

(無し)

特にございませんでしょうか。

それでは、福井県最低賃金専門部会の審議予定等につきましては、今の内容で了承とさせていただきます。

次に、議題の(4)「令和8年最低賃金に関する基礎調査結果」について、事務局から説明をお願いいたします。

○矢村賃金指導官

それでは、5頁、水色のファイルの資料目次を見てください。

項番3の「最低賃金に関する基礎調査結果」を用いて説明させていただきます。

では、資料の5頁を開いていただけますでしょうか。

少し飛びまして、資料7頁からお話しさせていただきます。

「1 令和8年最低賃金に関する基礎調査の概要」を御覧ください。

「2 調査の範囲・対象」についてです。

本調査は中小零細企業を調査対象としており、経済センサスなどの各種統計調査の結果等により、経常的に企業情報が更新されております事業所母集団データベースの令和5年次フレームから無作為抽出をしております。

調査対象労働者は、30人未満の常用労働者を雇用する事業所では全労働者について、事業所の労働者が30人以上99人未満の事業所では2分の1の労働者について調査を実施しました。

調査対象産業は資料25頁から28頁になりますが、「最低賃金基礎調査対象産業表」を記載しておりますので、また御参照いただければと思います。

資料7頁の2に戻りまして、調査票を送付した事業所数は合計1,754件でした。このうち、地域別最低賃金が適用される事業所は1,418件になります。

調査事項は3の「調査事項(2)」に記載されているとおりとなっております。

本年6月分の賃金に関して、欠勤・遅刻・早退等をする事なく、所定労働日数を働いた場合に支払われるべき6月分の所定賃金を記入することとなっ

ております。

有効回答数は4のとおり、全体で752件となり、地域別最低賃金適用事業所では552件となりました。

続きまして、令和8年の調査結果について御説明させていただきます。

「2 未満率一覧表」を御覧ください。

この表は令和7年度改正の福井県最低賃金時間額 1,053 円を下回る労働者の数と割合を、産業別・規模別に集計したものでございます。

数字を見る前に、この表について二つ補足させていただきます。

一つが、未満労働者数および未満率の集計と計算についてです。

未満労働者数は、都道府県別、産業別、事業所規模別の標本労働者数を、事業所母集団データベースに基づく母集団労働者数に復元することにより推計した人数となっております。

この推計した人数から未満率を計算しております。

次に、賃金形態が月給の労働者の時間額の算出についてですが、本来、月給者の時間換算額を最低賃金と比較する場合には、月給を年間平均所定労働時間で除して算出することになります。

しかし、本調査においては、調査対象月である6月の所定労働日数および1日の所定労働時間数で除して時間額に換算しております。

労働時間制度には1年単位の変形労働時間制などがあり、繁忙期は法定労働時間を超えて労働させることができる制度があります。

この場合、繁忙期と閑散期で労働時間に波が生じます。

また、6月は祝日がないため、労働日数が多い月となっております。

そのため、月給制労働者の時間換算額を算出する場合に、分母となる月の労働時間数が多くなり、算出額が低くなることがあります。

さらに、最低賃金法に基づく最低賃金の減額特例許可を受けて使用されている労働者も、この未満労働者数・未満率に含まれております。

このような事情から、1,053 円未満となった労働者の中には、今ほど申し上げた事情によって最低賃金を下回っている方もおられることを御承知おきいただきたいと思います。

それでは数値を見ますと、地域別最低賃金適用産業における未満率は1.9%となりました。

産業別の合計では、高い順に見ますと、Rサービス業（他に分類されないもの）が4.9%と最も高く、次いでN生活関連サービス業・娯楽業が3.0%となっております。

続きまして、資料9頁「賃金特性値（就業形態計：全て）」を御覧ください。

この表は産業毎に賃金分布を示しているもので、昨年調査時の値と本年調査

時の値を比較できるようにしております。

表の各列最上部に記載されている、中位数、第1・4分位数、第1・10分位数、第1・20分位数の意味は、表の欄外に記載しておりますとおり、時給換算額を低い方から高い方へ並べた際の位置を示しております。

例えば、低い方から20分の1に当たる額が第1・20分位数となります。

続きまして、資料10頁の「4 賃金特性値と最低賃金額の推移（時間額）」についてです。地域別最低賃金適用産業における賃金特性値の推移を示しており、右欄には各年度の最低賃金額と、その年の基礎調査における第1・20分位数との差額を示しております。

続いて資料11頁、「5 未満率と影響率の推移」を御覧ください。

この表は過去10年間の未満率と影響率の推移を示しております。折れ線グラフの青が未満率の推移、赤が影響率の推移となっております。

資料12頁から17頁は、時間額ごとの未満率・影響率一覧表（規模別）となっております。例えば現行の最低賃金1,053円から1円ずつ引き上げた場合に影響を受ける労働者数を、事業所母集団データベースに基づいて復元した上で記載しております。例えば、1,054円の欄を見ていただきますと、1,053円以下の10,135人に影響し、その影響率は労働者総数13万2,268人のうち7.7%となることを示しております。

資料18頁は、男女別の未満率・影響率一覧表となっております。規模別ではなく男女別に復元集計した数値を記載しております。

最後に資料30頁以降を御覧ください。

総括表1となっております。こちらは調査票データを取り込んだシステムから出力した集計表であり、時間換算額1,042円から2,000円までの労働者数と割合を、規模別・年齢別に集計した表です。

資料31頁から35頁は地域別最低賃金適用業種全てについて集計した表になります。

続きまして資料36頁以降が製造業、41頁以降が新聞業・出版業というように、業種ごとに記載した表を掲載しております。

また、資料76頁以降には総括表を掲載しております。

こちらは地域別最低賃金適用業種全てのほか、業種ごとに男女別・年齢別で記載しております。

今御説明した調査結果資料は、この総括表から数値を拾い作成したものでございます。

なお、この総括表は厚生労働本省において全国の調査結果が取りまとめられ、厚生労働省ホームページおよびe-Statで公表される予定ですので、念のためお知らせいたします。

説明は以上になります。

○井花会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問・御意見等はございませんでしょうか。

(質問等無し)

今の御説明につきましても、また適宜質問等があれば議論の中でしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

では、議題としては次に進みます。

議題（５）「福井県最低賃金と生活保護との比較について」に入ります。

事務局より説明をお願いいたします。

○矢村賃金指導官

はい。それでは、同じく水色のファイルの 123 頁を御覧いただけますでしょうか。

今回の生活保護と最低賃金の比較につきましては、生活保護に関する統計値の最新が、令和 6 年度の数値になりますので、令和 6 年度改正の最低賃金額との比較を行っております。

まず、生活保護費につきましては、18 歳から 19 歳の単身世帯に適用される生活扶助基準額を用いております、これと住宅扶助実績値を合算した額により算出しております。

また、算出に当たりましては、生活扶助基準額については人口による加重平均、住宅扶助実績値につきましては世帯数による加重平均を行っております。

生活扶助基準額のうち、第 1 類費と第 2 類費の合算値については、人口加重平均を求めますと月額 70,764.8 円となります。

同じく生活扶助基準額のうち冬季加算についてですが、福井県は 4 区に該当し、1 人世帯の加算額は月 6,790 円であり、冬季 6 か月支給されますので、12 か月で除算して 1 か月平均で 3,395 円となります。

また、同じく生活扶助費のうち、期末一時扶助費につきましては、人口加重平均により 1 か月平均を算出しますと 1,001.2 円となります。

以上が生活扶助基準額であり、合計金額は月額 75,161 円となります。

次に住宅扶助実績値については、令和 6 年度の実績値が 20,668.6 円となり、先ほどの生活扶助基準額と合わせますと、次の頁ですけれども、月額 95,829.6 円となります。

一方で、福井県の最低賃金につきましては、令和 6 年度は 984 円であり、

これを月額に換算しますと、1日8時間、週40時間労働の場合、月の所定労働時間の最大値は173.8時間となりますので、これを通じ、さらに厚生労働本省において算出した令和6年度の可処分所得割合0.824を通じると、月額140,920円となります。

以上により、生活保護費月額95,829.6円に対し、最低賃金額が月額140,920円であるため、福井県では最低賃金額が生活保護費を上回っていることが確認できました。

生活保護と最低賃金の比較については以上になります。

○井花会長

はい、ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問、御意見等はございませんでしょうか。

○飯塚委員

単純に、今の令和6年度のデータなんですよ。

○矢村賃金指導官

そうです。

○飯塚委員

令和7年度はまだ出てないという。

○矢村賃金指導官

ということになります。最新が令和6年度なので。

○飯塚委員

令和7年度はいつぐらいになるのでしょうか。

毎年こういう1年遅れという認識でよろしいかということですか。この生活保護と最低賃金の比較というのは。

○井花会長

この生活保護と最低賃金との比較というのは、最低賃金法第9条の3項に書かれている規定に基づいてやっているということです。

○飯塚委員

分かりました。

○井花会長

他に何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

(質問等無し)

では、議題としましては次に進みたいと思います。次に議題(6)「その他」に入ります。

まず、本日の配布資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○野崎賃金室長

今回配布しました資料のうち、まだ説明を行っていない部分について、簡単に御説明をさせていただきます。

水色のファイルでございます。

125 頁をお開けいただきたいと思います。前回の審議会で参考資料として配布させていただきました、主な統計指標等との比較でございますが、125 頁に添付しております。

7 月 24 日に消費者物価指数の公表がございました。また、賃金改定状況調査の結果が公表されておりますので、それぞれ更新したものをこちらに記載しております。

続きまして、129 頁をお開けいただきたいと思います。129 頁は消費者物価指数の上昇率でございます。前回の審議会では、10 月から翌年 5 月までの比較ということで配布させていただいておりますが、6 月の数値が出ましたので、6 月までの比較ということで、総合、食料、光熱水道、持家の帰属家賃を除く総合につきまして、それぞれの上昇率を記載しております。

次の 130 頁には上昇差・ポイント数を添付しております。

続きまして、131 頁は標準生計費を用いた試算でございますが、消費者物価指数 6 月分の公表を受けまして数値を改めているところでございます。

132 頁につきましては、福井県の景気動向指数 7 月 15 日に公表されておりますので、こちらを添付させていただいております。

146 頁には、7 月 10 日に公表されました企業物価指数を添付させていただいております。

152 頁の資料 10 と、次の 154 頁の資料 11 につきましては、冒頭申し上げました要請書でございます。

続いて 155 頁をお開けいただきたいと思います。資料 12 でございます。「経

済財政運営と改革の基本方針 2026」、いわゆる骨太の方針につきまして、7月21日に政府方針として閣議決定されましたので、御報告させていただきます。

最低賃金につきましては、「2020年代に全国平均1,500円という目標を、官民のたゆまぬ努力により目指す」とした上で、「遅くとも2030年代前半、できる限り早期に全国平均1,500円を達成する」とされ、政府として中期的に達成することを目指す目標の位置付けとなりました。

また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図ることも明記されております。

今回、昨日出ております目安につきましては、こちらの政府方針を基に、公益委員見解が作られているというところを御理解いただければと思います。

資料の説明については以上でございます。

○井花会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見等はございませんでしょうか。

(意見等無し)

ここで、今年度の審議に当たりまして、これまで事務局より配布されました資料、今、事務局で説明していただいた資料を基に、先週、公益委員だけで集まって意見交換をしております。

その目的・趣旨としましては、昨年度の3月の審議会において、地域別最低賃金の審議を限られた時間の中で効率的にやっていくために、どのようにするといった御意見を一部頂きまして、まず公益委員として、その審議をスムーズに進めていくために、見解の統一というわけではないですが、いろいろ意見交換をして、その上で臨もうという、そういう趣旨で行っております。

その内容につきまして、最低賃金専門部会長であります廣瀬委員より御説明をさせていただきます。

お願いします。

○廣瀬委員

ただいま、会長から御説明がありましたように、7月22日に公益委員会議を持ちまして、そこで公益委員として、今後の審議に対してどういう考え方で臨むのかということについて、意見を出し合って、すり合わせと申しますか、確認をしております。

それにつきまして、本日午前の専門部会で少しそれを説明させていただきます

したので、この本審のほうでも、その内容について、少し簡単に説明させていただきたいと思います。

簡単に説明しますと、昨日の夜に中央最低賃金審議会から出された目安額につきましては、既に十分に議論されたものであるということがあります。

その上で、いつも確認されることですし、本日の説明にもありましたとおり、これは必ずしも地方の最低賃金審議を拘束するものではないとは言えるものの、十分参酌するようにということが言われておりますので、福井地方最低賃金審議会、その下にあります専門部会においても、この目安額を十分に参酌しつつ、労使双方が金額のすり合わせをしていこうということ、これをまず確認させていただいております。

それから、幾つかございましたけれども、例えば総合指標というものがございいます。こちらに関して、総合指標と最低賃金額の順位がかい離しているところは、それを考慮するということがありますが、福井県につきましては、総合指標 21 位、最低賃金額全国 22 位ということで、大きな開きはございませんので、こちらに関してはあまり考慮する必要はないということを確認しております。

三つ目におきましては、これは昨年度の使用側委員から出されたのですが、公益委員見解を出す際に、労働者の生計費の中で、いわゆる頻繁に購入する品目というものについて、一部についてはないんですけども、おそらくそうであろうということで、食品とか、そういった指数を使って、公益委員見解の根拠とさせていただきました。

それに対して否定的な意見もありましたけれども、本年の中央最低賃金審議会の公益委員見解にも、それを考慮するということもございましたので、少なくとも今後の議論において、あらかじめその食料品指数は使わないとか、あるいはこれを使うとか決めずに、双方の御意見をお伺いしながら、どの資料を採用するかということについても考えていきたい、ということを示させていただきました。

それから、もう一つですね、ここが一番大きなポイントだったのかもしれませんが、前回は公益委員見解を、第 4 回の最後に出させていただきましたが、本日配られました青色ファイルの資料 2 を御覧いただきたいのですが、今年度の専門部会の日程が決まっているところで、前回のように第 4 回で出して、その後もう一度予備の第 5 回を使うとしたときに、仮に第 4 回に公益委員見解を出すと、中 1 日しか、それを検討する時間がないということがございます。

ですので、本来は労使双方歩み寄って、全会一致で決まるということが望ましいわけですが、双方の意見に隔たりがある場合に、公益委員見解を出すわけですが、遅くとも今回に関しましては第 3 回の 8 月 5 日に、場合によっ

ては非常に隔たりが大きい場合には、第2回の終わりに出すかもしれないという
ことについて、お含み置きくださいと。

これは決して、公益委員の方が、突出して先行して意見を出すというのでは
なくて、労使双方の方でも、議論をしていただく時間を確保したいという観点
から、申し上げた、ということになります。

この件に関しまして、午前中の専門部会で、突然に公益委員見解が出るんで
すか、という御質問がございました。

それは決してそういうことではなくて、その間に公益と労働者側、公益と使
用者側、二者協議の中で双方の御意見を伺って、公益委員なりに考えて、出さ
せていただきますので、突然ぽんと根拠がなく数字を出すということは無いと
いうことについて、確認させていただいております。

もう一点、午前の専門部会においても少し意見が出ましたのは、公益委員見
解におきまして、地域間格差の問題ということについて御質問がございました。

その際にですね、原則、法定三要素に従ってやっていくということが前提で
あると。

地域間格差につきましては、本日の資料にも書かれておりますし、また政府
の骨太の方針2026にも書かれております。また、知事からの要望にも書かれ
ておりますけれども、昨年までの我々、労使公益三者の考え方として、単に隣
県に追い付きたいとか、隣県がこれだけ上がったからうちはどうだとか、そう
いう議論の進め方はナンセンスであるということに関しては、実は三者共通し
ていたように思います。

他方で、福井県の地域の経済状況を考えた時に、例えば他県との間の違いが、
福井県経済に良くない影響を及ぼすということであれば、当然そういうことも
考慮するのは当然であるということになります。

ですから、単に順位が高いか低いかとか、上回るか下回るかではなくて、福
井県、全国いろいろある地域の中の福井県という観点からの地域間格差という
ことについては、全く考慮しないわけではないと。

少し持って回った言い方になりますが、そういう形で法定三要素以外の要素
となりますけれども、当然全く考慮しないわけではないですよということで、
午前の専門部会では皆さんに一応御理解いただいたのではないかなと考えて
おります。

以上が内容となります。

○井花会長

どうもありがとうございました。

他の公益委員の方で補足等ございませんでしょうか。

(無し)

今、専門部会長、廣瀬委員からお話があったとおりです。

そういったところも、お含み置きいただきまして、今後の審議を行っていき
たいと思いますので、皆さん御協力のほう、どうぞよろしくお願いします。

では、予定していた議題というのは以上になりますけれども、委員の皆様か
ら何か御意見等ございましたらお願いできますでしょうか。

○西澤委員

公益委員の皆様で御議論いただいたということですが、影響率につい
ての議論というのは、なされたでしょうかということです。

つまり、午前中も申し上げましたが、昨年 27%近いという、そういう影響
率をどのように考えたらいいいのかとかですね。

今年を目安額どおりに仮になったとしても、また同じく 27%という影響率
になるわけですが、適正な影響率の水準というのは、多分、分からない
というか、決められないかもしれませんが、例えば経済成長率とか物価上昇率
とか、そういうものを勘案して、適切な影響率というのは、こういう考え方で
すよというようなことが、もしあれば伺いたいと。

○井花会長

適切な影響率がどれぐらいかと。例えば 20%までが適切なのかとか、25%
を超えたらちょっと良くないんじゃないかとか、そういった議論はしてない
です。

○西澤委員

そうですか。

○井花会長

ただ、今年に限らず毎年そうですが、実際、影響率がどれぐらいになるのか
というのは、考慮要素の一つの前提となる情報としては、気にしておりますの
で、今年もそこは気にするというか、実際、数字を見ながら議論していくとい
うことについては、公益委員全体で共通認識が取れております。

御質問に対して直接答えるという意味では、具体的な数字が何パーセントな
らどうということまでは、しておりません。

○西澤委員

はい、ありがとうございます。

○井花会長

それは、最低賃金法第9条第2項の三要素でいきますと、「通常の事業の賃金支払能力」というところだと思いますので、その中の一つのエビデンスというか、参考的なデータとして考えていくということには変わりありません。

そういうふうに御理解いただければと思います。

他の公益委員の方で補足等ありましたらお願いします。

他に御意見等、御質問ございませんでしょうか。

○高山委員

この赤の資料の、159頁の価格転嫁の調査結果ということで説明があったんですけども、これを見ますと、今回で10回目ということで、内容を見ますと、必要に応じて業所管大臣名の行政指導等につなげていくということで書かれているんですけども、結果を見るとなかなか価格転嫁が進んでいない。

実際どのような行政指導がされているのか分からないので、教えていただきたいのでよろしくお願いします。

○野崎賃金室長

御質問ありがとうございます。

こちらの行政指導につきましては、中小企業庁様がされているものになろうかと思いますが、私どもでどれだけの行政指導をして、どうであったかという数字は本日持ち合わせておりません。

そのため、現時点では回答はしかねるというような答えになります。

○高山委員

中小企業庁のホームページを見ると載っていますかね。

○野崎賃金室長

確認してみます。

もし何かあれば、次回の専門部会等で資料を示したいと思いますが、私どもも確認してみないと分からないと思います。

○高山委員

はい。それと進まない理由と、それに対してやっていく対策というの、か

み合っているのかというのは、やはり現状を知りたい部分もありますので。
私の方でもホームページを見てみます。ありがとうございます。

○井花会長

他に御意見、御質問ございませんでしょうか。

(無し)

では、今日の議題はこれで全て終了ということにさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、本日午前中に第1回専門部会が開催されておりまして、実質的な金額審議は7月31日以降の専門部会で行われることになります。

専門部会委員の方々におかれましては、大変厳しい議論になるかと思いますが、けれども、どうぞよろしくお願いいたします。

では、本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。

○野崎賃金室長

事務局からすみません。次回の本審の日程でございますが、繰り返しになります。8月10日の13時30分から、場所は春山合同庁舎1階第1共用会議室でございます。

地域別最低賃金の答申を予定しておりますけれども、仮に答申に至らなかった場合であっても、特定最低賃金の改正の必要性についての諮問を予定しておりますので、会議は必ず開催いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○井花会長

それでは、皆様どうもお疲れ様でした。

(閉会)